令和５年度　一般財団法人松阪スポーツ振興研修センター事業計画書
（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

Ⅰ　基本方針

この法人は、スポーツ活動の振興及び市民の健康増進、並びに市民活動の交流増進に関する事業を実施し、市民の心身の健全な発達と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、併せて松阪市が開催する競輪宿泊事業の受託事業を行ない、もって公益の増進に寄与する事を目的としています。

Ⅱ　事業計画

１．　運営及び管理に係る事業

政府はマスクの着用について令和５年３月１３日以降、個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断に委ねることになりました。ようやく以前のような環境に戻りつつありますが感染症対策を引き続き怠ることなく利用者の方にもご協力をいただきながら安心してご利用していただける施設に努めてまいります。

２．スポーツの振興、市民の健康増進及び市民活動の交流に係る事業

（１）一般宿泊事業

当法人の宿泊室は４人１部屋を３０室・２人１部屋を２室備えており規律、規範及び協調性を養うことのできる研修施設として、１５名から１２４名まで対応しております。各団体の様々な交流に対応できるよう周知活動を行ってまいります。

また、老朽化により劣化が激しい宿泊室の壁紙及び畳の貼替を行い利用者が快適に過ごしていただける施設を目指します。

（２）会議室利用事業

最大８１名が利用可能な一般研修室は、マイク・スクリーン・プロジェクターを完備し、講習会・研修会及び趣味クラブ等、用途に応じて幅広く利用できます。さらに宿泊とセットで効率的な利用ができる施設であること等もＰＲしてまいります。

（３）トレーニングルーム事業

引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策として器機の消毒・換気等の徹底をし、利用者の方にもご協力をいただきながら安全対策を行ってまいります。

マスク着用については利用者の判断に委ねることとなり、以前のような活気あるトレーニングルームとなるよう当施設のメリットである利用料金の安さを前面に出してまいります。また、初回無料サービスを継続し、誰もが気軽に安全で楽しく快適に健康づくりができる場を提供します。